

「都市計画道路 鈴鹿亀山道路 環境影響評価書」に対する環境大臣意見

都市計画道路鈴鹿亀山道路（以下「本事業」という。）は、三重県鈴鹿市から同県亀山市に至る自動車専用道路を整備する事業である。本事業は、沿線地域と新名神高速道路等への所要時間の短縮、定時性の確保を図り、産業を支える道路基盤の充実、中部・近畿地方等との連携強化、災害時にも社会経済活動を持続できる道路機能の強化を実現することを目的に計画されている。

対象事業実施区域及びその周辺の地域は、市街地が形成されており、本事業の実施により、供用時に相当程度の交通量が見込まれることから、主に騒音による生活環境への影響が懸念される。

今後、本事業の実施に当たって、環境への影響を回避又は極力低減するよう、次の措置を適切に講ずるとともに、その旨を補正後の評価書に適切に記載されたい。

1. 総論

(1) 調査・予測及び評価の再実施

本事業の工事着手及び供用開始時期は確定されていないため、本事業の実施までに交通や周辺市街地の状況等が変化する可能性がある。このため、本事業の工事着手前に工事中及び供用開始後における社会環境、生活環境及び自然環境の状況について現段階で予測し得なかった変化が見込まれる場合は、その変化の状況に応じ、生活環境及び自然環境への影響について、調査・予測及び評価する項目を再検討した上で、その結果を踏まえ、調査・予測及び評価を再実施し、必要な環境保全措置を検討し、その内容を公表すること。

(2) 環境保全措置の具体化

今後の詳細な設計及び事後調査等の結果を踏まえ、その内容を詳細なものにする必要がある環境保全措置については、これまでの調査結果や専門家等の意見を踏まえて措置の内容を十分に検討すること。また、環境保全措置の具体化について、専門家等の意見、検討に当たっての主要な論点やその対応方針等を適切に公表するなど、透明性及び客観性を確保すること。

(3) 周辺工事との影響の低減

対象事業実施区域の周辺において工事計画の検討が進められている「都市計画道路北勢バイパス」等について、本事業と工事期間が重複する場合は、当該工事の内容及び進捗状況の把握、調査結果等の情報収集並びに本事業の環境保全に係る情報の共有に努め、必要に応じ、追加的な調査及びそれを踏まえた環境保全措置を講ずることにより、周辺環境への影響を低減すること。

(4) 地域住民等への丁寧な説明

本事業は、市街地及びその周辺において、長期間にわたり工事が実施される計画であることから、工事説明会等の場を活用して、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明すること。

2. 各論

(1) 騒音

ア 自動車の走行による騒音

本事業の対象道路に設置する遮音壁は、住居等保全対象の立地状況を踏まえ、当該路線の環境基準の達成に必要な区間、種類及び設計とすること。また、本事業の対象道路以外の周辺道路においては、他の道路管理者及び関係機関が、供用開始後に本事業者と連携して把握する当該路線周辺の騒音の状況や交通量を踏まえ、環境保全対策を適切に講ずることにより、環境基準の達成が図られるよう、本事業者として、適切に連携及び調整を図ること。

イ 建設機械の稼働による騒音

建設機械の稼働に伴う騒音については、住居地域に近接して工事が行われることから、工事中の建設機械の稼働に伴う騒音の状況及びその遮音効果を確認し、その状況に応じ、騒音影響を低減するための適切な措置を講ずること。

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場について

本事業は、サイクリングロードの始点であり、かつ、「鈴鹿バルーンフェスティバル」が開催されるなど、人と自然との触れ合いの活動の場となっている「鈴鹿川河川緑地」を横断する計画であり、当該緑地の利用者に影響を与えられ。この影響を軽減するため、河川緑地管理者、専門家及び河川緑地利用者等の意見を踏まえ、環境保全措置の具体的な内容を検討し、実施すること。

(3) 廃棄物等について

ア 廃棄物の再生利用及び適正処理の推進

工事に伴い発生する廃棄物については、できる限り、再生利用を図るとともに、工事着手までに、廃棄物の種類や発生量に応じた処理方法及び処分先を決定し、廃棄物を適正に処理すること。

イ 建設発生土の現場利用の推進及び適切な管理

建設発生土については、現場での利用を推進すること。また、建設発生土の仮置場を設置する場合は、その設置場所の選定に当たり、周辺的生活環境及び自然環境への影響が懸念される区域を回避するとともに、仮置場までの適切な運搬及び仮置場における適切な管理を図り、建設発生土の飛散及び流出等による周辺環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 温室効果ガス等について

工事中の排出削減対策及び省エネ設備の導入等による供用時の温室効果ガスの排出低減に努めるとともに、本事業の対象道路の供用前後における温室効果ガス排出量の変化の把握を検討すること。

また、都市計画決定権者である三重県においては、本事業に係る都市計画について、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づき、当該都市計画の目的の達成との調和を図りつつ、地球温暖化対策に係る関係地方公共団体の実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮すること。